

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		土壌基準に適合しない土砂のたい積に係る停止・措置命令
根拠条例・規則名		さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例
条 項		第 8 条 第 2 項 及 び 第 3 項
所 管 部 課		環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 (電話: 048-829-1609)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>【第 8 条 第 2 項】</p> <p>1. 停止命令</p> <p>①土砂のたい積に使用されている又は使用が予定されている土砂の採取場所（採取が予定されている場所を含む。）において、土壌基準に適合しない土砂が採取されている又は採取されるおそれがある場合</p> <p>②土砂のたい積場所において、土壌基準に適合しない土砂が搬入されている又は搬入されるおそれがある場合</p> <p>③上記①及び②に類似する場合</p> <p>2. 措置命令</p> <p>①土砂のたい積に使用されている土砂の採取場所において、土壌基準に適合しない土砂が採取されていることが判明し、その土砂を土砂のたい積に使用した場合</p> <p>②土砂のたい積場所において、土壌基準に適合しない土砂が搬入されていることが判明した場合</p> <p>③上記①及び②に類似する場合で、土壌基準に適合しない土砂が土砂のたい積に使用された可能性ないし蓋然性が高い場合</p> <p>【第 8 条 第 3 項】</p> <p>1. 停止命令</p> <p>条例第 8 条 第 1 項 だ じ 書 きの 確 認 を し た 場 合 に お い て、 そ の 後、土砂たい積場所周辺の状況の変化等の事情により、当該確認に係る土砂のたい積に用いた土砂の有害物質が原因で、人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認められるに至った場合</p> <p>2. 措置命令</p> <p>条例第 8 条 第 1 項 だ じ 書 きの 確 認 を し た 場 合 に お い て、 そ の 後、土砂たい積場所周辺の状況の変化等の事情により、当該確認に係る土砂のたい積に用いた土砂の有害物質が原因で、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずる可能性ないし蓋然性が高い場合</p>
		設定等年月日
備 考		